

※「改定前」欄の下線部分は、削除となった箇所です。

同様に、「改定後」欄の赤字下線部分は、改定または追記となった箇所です。※小田急グループ各社の掲載順序変更は除く。

改定前（2022年4月版）	改定後（2023年3月版）
<p>第3条（カードの貸与）</p> <p>1～2.略</p> <p>3. カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理しなければなりません。また、会員は、他人にカードを貸与・預託・譲渡・担保提供・寄託その他の処分をなすことや、他人にカード情報を預託もしくは利用させることはできません。</p> <p>4. 略</p>	<p>第3条（カードの貸与）</p> <p>1～2.略</p> <p>3.カードの所有権は当社にあります。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理しなければなりません。また、<u>カードおよびカード情報は、会員本人以外は使用できないものです。</u>会員は、他人にカードを貸与・預託・譲渡・担保提供・寄託その他の処分をなすことや、他人にカード情報を預託もしくは利用させることはできません。</p> <p>4. 略</p>
<p>第10条（届出事項の変更）</p> <p>1. 会員は、会員が両社に届け出た氏名・住所・電話番号・勤務先・職業・カードの利用目的・第35条に定める支払い口座・暗証番号・家族会員等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出るものとします。</p> <p>2～3.略</p>	<p>第10条（届出事項の変更）</p> <p>1.会員は、会員が両社に届け出た氏名・住所・電話番号・勤務先・職業・カードの利用目的・第35条に定める支払い口座・暗証番号・家族会員、<u>Eメールアドレス</u>等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出<u>なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。</u></p> <p>2～3.略</p>
<p>第12条（取引時確認）</p> <p>1～2.略</p>	<p>第12条（取引時確認）</p> <p>1～2.略</p> <p><u>3. 両社は、会員が入会した後、会員が両社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、会員に対して各種確認や資料の提出を求め場合があります。この場合、会員は正当な理由なく、両社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。</u></p>

(新設)

第 12 条の 2 (犯罪収益等隠匿行為等の禁止)

1. 本会員は、以下の各号のいずれかその他金融犯罪の遂行を目的としまたはその手段として、本契約を締結してはならないものとします。
 - (1) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等の取得もしくは処分につき事実を偽装し、または犯罪収益等を隠匿すること。
 - (2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法に基づき国際テロリストとして公告された者その他のテロリストまたはテロリスト団体との間で取引を行うこと。
 - (3) 外国為替及び外国貿易法に定める経済制裁対象者、または経済制裁対象国もしくは地域にある者との間で取引を行うこと。
 - (4) 米国 OFAC 規制により規制される取引を行うこと。
2. 会員は、前項各号その他金融犯罪の遂行を目的とし、またはその手段として、本契約に定めるサービスを利用してはならないものとします。
3. 当社は、第 1 項または第 2 項の違反の有無を確認するため必要があると認めるときは、会員に対し、説明または資料の提出を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。

第15条 (個人情報情報機関の利用および登録)

1. 略

(1) 本会員等の支払能力の調査のために、両社がそれぞれ加盟する個人情報情報機関（以下「加盟個人情報情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合にはこれを利用されること。なお、登録されている個人情報には、不渡情報、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報等、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関のそれぞれが収集し登録した情報を含みます。

(2)～(3)略

2～3. 略

第15条 (個人情報情報機関の利用および登録)

1. 略

(1) 本会員等の支払能力の調査のために、両社がそれぞれ加盟する個人情報情報機関（以下「加盟個人情報情報機関」といいます。）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の個人情報が登録されている場合にはこれを利用されること。なお、登録されている個人情報には、官報等において公開されている情報、登録された情報に関し本人から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認資料の紛失・盗難等本人より申告された情報等、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関のそれぞれが収集し登録した情報を含みます。

(2)～(3)略

2～3. 略

<p>第24条（立替払いの委託等）</p> <p>1. 略</p> <p>2. <u>本条第1項にかかわらず、当社が、会員の加盟店に対する支払いを代わりに行うために、例外的に、当社、三菱UFJニコス、三菱UFJニコスの提携会社または他の提携会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約となる場合があります。会員は当該債権譲渡が行われることについて、予め異議なく承諾するものとします。</u></p> <p>3. 略</p>	<p>第24条（立替払いの委託等）</p> <p>1. 略</p> <p>2. 略</p>
<p>第33条（会員と加盟店との間の紛議等）</p> <p>1～2. 略</p> <p>3. 略</p> <p>(1)略</p> <p>(2)商品等に破損・汚損・故障<u>その他の瑕疵</u>があること</p> <p>(3)略</p> <p>4～7. 略</p>	<p>第33条（会員と加盟店との間の紛議等）</p> <p>1～2. 略</p> <p>3. 略</p> <p>(1)略</p> <p>(2)商品等に破損・汚損・故障がある<u>など会員と加盟店との間の契約の内容に適合しない</u>こと</p> <p>(3)略</p> <p>4～7. 略</p>
<p>第44条（カードの盗難、紛失による責任の区分）</p> <p>1. <u>カードの紛失・盗難等により、他人にカードを使用された場合には、そのカードの利用代金は本会員の負担とします。</u></p> <p>2. <u>前項にかかわらず、会員が盗難・紛失の事実を速やかに当社に届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により所定の盗難・紛失届を当社に提出した場合、</u>当社は、<u>本会員に対して当社が届け出を受けた日の60日前以降発生した他人によるカードの使用により生じた損害については、その負担を免除します。ただし、次のいずれかに該当するときは、利用代金の支払いは免除されないものとします。</u></p>	<p>第44条（カードの盗難、紛失による責任の区分）</p> <p>1. <u>カードを紛失し、または盗難もしくは詐欺等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合等を含む。）、それらのカード利用代金は本会員の負担とします。</u></p> <p>2. <u>前項にかかわらず、会員が自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（盗難または紛失による場合をいう。）、会員がカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社または三菱UFJニコスに両社所定の方法によりその事実を通知するとともに所轄の警察署へ届け出、かつ当社の請求により両社所定の盗難・紛失届を当社に提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカードについて、当社が通知を受けた日の60日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使</u></p>

(1) 略

(2)会員の家族・同居人等、会員の関係者がカードを使用したとき

(3)会員またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失・盗難が生じたとき

(4)紛失・盗難届の内容が虚偽であるとき

(5)会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査に協力を拒んだとき

(6)カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたとき（第7条第4項ただし書きの場合を除きます。

用されたものにかかるカード利用代金を免除します。

3.会員は、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人が会員と面識のある者である場合（ただし、本条に基づき本会員がカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。

4.第2項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、本会員は第1項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。

(1) 略

(2)会員の家族もしくは親族（同居の有無を問わない。）・同居人、法定代理人、留守人その他会員の依頼もしくは同意に基づき会員やその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずる会員の関係者（以下「会員関係者」という。）がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、会員のカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無および会員の本規約への違反の有無を問わないものとします。

(3)会員が類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、会員または会員関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき

(4)会員が当社もしくは三菱UFJニコスの請求する書類を提出しなかったとき、または当社もしくは三菱UFJニコス等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき

(5)第2項に定める通知、警察署への届け出もしくは両社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき

(6)会員が第3項に違反したとき

(7)カードまたはカード番号等の利用の際、登録された暗証番号またはその他の会員の認証情報（各種のパスワード等をいう。以下同じ。）が使用されたとき（ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、会員に故意または過失が存在しない場合を除きます。）

<p>(7)戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に盗難、紛失が生じたとき</p> <p>(8)～(9) 略</p>	<p>(8)戦争・地震など著しい社会秩序の混乱の際に盗難<u>または</u>紛失が生じたとき</p> <p>(9)～(10) 略</p>
<p>(新設)</p>	<p>第45条（偽造カードまたはカード情報の他人利用のおそれが生じた場合の調査等）</p> <p><u>1. 会員は、偽造カードまたはカード情報（更新カードまたは再発行カードが貸与された場合の従前のカードに係るカード情報であって、これに含まれる有効期限が経過していないものを含みます。）の他人による利用のおそれがあることを認知した場合には、ただちに当社所定の窓口</u>にその旨を連絡するものとします。</p> <p><u>2. 前項の連絡を受けた場合または偽造カードもしくはカード情報が他人により利用されたおそれがある場合には、当社は、カード等の利用および管理の状況または偽造カードもしくはカード情報の他人による利用を防止するために当社が必要と認める事項について、会員に対して、説明、資料提出その他当社の行う調査への協力を求めることができ、会員は遅滞なくこれに応ずるものとします。</u></p> <p><u>3. 前項に規定する場合、会員は、当社の請求により、偽造カードまたはカード情報の他人による利用を防止するために必要な協力を</u>するものとします。</p>
<p>第45条（偽造カードが使用された場合の責任の区分）</p> <p>1. 偽造カード（第3条第1項に基づき両社が発行し当社が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいいます。）<u>の使用に係るカード利用代金については、本会員の負担となりません。</u></p> <p>2. 前項にかかわらず、<u>偽造カードの作出または使用につき、会員に故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係るカード利用代金は、本会員の負担とします。</u></p>	<p>第45条の2（偽造カードまたはカード情報が利用された場合の本会員の責任）</p> <p>1. 偽造カード（第3条第1項に基づき両社が発行し当社が会員本人に貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいいます。）<u>またはカード情報の他人（ただし、家族会員にあつては本会員を除きます。）による利用に係るカード利用代金については、本会員の負担となりません。</u></p> <p>2. 前項にかかわらず、<u>以下の各号のいずれかに該当する場合には、本会員は、前項のカード等利用代金等相当額につき、支払義務を負担するものとします。</u></p> <p><u>(1) 会員がカード情報を他人に提供しまたはカード情報の漏えいについて会員に重大な過失がある場合</u></p> <p><u>(2) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者がカード情報を他人に提供し、またはカード情報の漏えいに関与した場合</u></p> <p><u>(3) 第1号の場合を除き、偽造カードの作出もしくは利用またはカード情報の利用について、会員に故意または重大な過失がある場合</u></p>

(4)第2号の場合を除き、偽造カードの作出もしくは利用またはカード情報の利用について、会員の家族、同居人、留守人その他の会員の関係者が関与した場合

(5)会員が、第45条の1第2項の調査に協力せず、または説明もしくは提出した資料に不実がありもしくは重要事項が欠落している場合

(6)当社が、第45条の1第3項に定める協力を求めたにもかかわらず、会員がこれを行わなかった場合（当社が協力を求めた内容が、会員にとって客観的に実行することが困難であるときを除きます。）

3. 会員に以下の各号のいずれかの事由がある場合には、当社は、本会員に対し、偽造カード利用またはカード情報の他人による使用に起因して当社に生じた損害であって第1項に定めるもの以外のものについて賠償を請求することができるものとします。

(1)前項第1号または第3号の事由がある場合

(2)第45条の1第2項の調査において虚偽の説明をした場合

(3)前号の場合を除き、前項第5号に定める事由がある場合であって、これにつき会員に故意または重大な過失があるとき。

<ご相談窓口>

1. 略

2. 略

小田急電鉄株式会社

〒160-8309 東京都新宿区西新宿1-8-3

小田急カード専用デスク

☎ 03-5360-7616

(9:00~17:00 年末年始を除き年中無休)

3. 略

小田急電鉄株式会社 小田急カードお客さま相談担当

〒160-8309 東京都新宿区西新宿1-8-3

☎ 03-3349-9931

(10:00~17:00 年末年始を除く平日)

<ご相談窓口>

1. 略

2. 略

小田急電鉄株式会社

〒243-0489 神奈川県海老名市めぐみ町2-2

小田急カード専用デスク

☎ 03-5360-7616

(9:00~17:00 年末年始を除き年中無休)

3. 略

小田急電鉄株式会社 小田急カードお客さま相談担当

〒243-0489 神奈川県海老名市めぐみ町2-2

☎ 03-3349-9931

(10:00~17:00 年末年始を除く平日)

<p>4. 略</p> <p><登録情報および登録期間></p> <p>略</p> <p>※ 略</p> <p>※上表の他、CICについては、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※ 略</p>	<p>4. 略</p> <p><登録情報および登録期間></p> <p>略</p> <p>※ 略</p> <p>※上表の他、CICおよびJICCについては、支払い停止の抗弁の申出が行われていることが、その抗弁に関する調査期間中登録されます。</p> <p>※ 略</p>
<p>小田急ポイントサービス特約</p> <p>第5条（OPカードWEBサービス等）</p> <p>(1)OPカードWEBサービス</p> <p>会員は、小田急ポイントカードウェブサイト（https://www.odakyu-card.jp）において、ポイントの確認その他当社所定のサービスを受けることができます。なお、かかるサービスは当社所定の「OPカードWEBサービス利用規約」に従うものとします。</p> <p>(2)ポイント照会</p> <p>前項のほか、小田急ポイントアプリや、小田急カード専用デスク（03-5360-7616）にてポイントを確認できます。また、加盟店によっては、お買い上げレシートやポイント照会機にて確認できるものもあります。</p>	<p>小田急ポイントサービス特約</p> <p>第5条（ポイント照会）</p> <p>削除</p> <p><u>会員は、当社所定のウェブサイトやスマートフォンアプリ、小田急カード専用デスク（03-5360-7616）にてポイントを確認できます。また、加盟店によっては、お買い上げレシートやポイント照会機にて確認できるものもあります。</u></p>
<p>小田急ポイントカード特約</p> <p>《小田急グループ》</p> <p>小田急電鉄（株）、箱根登山鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、箱根登山バス(株)、神奈川中央交通(株)、小田急バス(株)、立川バス(株)、東海自動車(株)、小田急箱根高速バス(株)、(株)江ノ電バス、神奈川中央交通東(株)、神奈川中央交通西(株)、神奈中観光(株)、小田急シティバス(株)、(株)東海バス、小田急交通(株)、箱根登山ハイヤー(株)、神奈中タクシー(株)、(株)海老名相中、(株)厚木相中、川崎交通産業(株)、新立川交通(株)、伊豆急東海タクシー(株)、小田急交通南多摩(株)、私鉄協同無線センター(株)、箱根観光船(株)、箱根ロープウェイ(株)、大山観光電鉄(株)、富士汽船(株)、小田急箱根ホールディングス(株)、東海輸送(株)、小田急オートサービス(株)、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、(株)北欧トーキョ</p>	<p>小田急ポイントカード特約</p> <p>《小田急グループ》</p> <p>小田急電鉄（株）、箱根登山鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、箱根登山バス(株)、神奈川中央交通(株)、小田急バス(株)、立川バス(株)、東海自動車(株)、<u>小田急ハイウェイバス(株)</u>、(株)江ノ電バス、神奈川中央交通東(株)、神奈川中央交通西(株)、神奈中観光(株)、(株)東海バス、小田急交通(株)、神奈中タクシー(株)、(株)海老名相中、川崎交通産業(株)、新立川交通(株)、小田急交通南多摩(株)、私鉄協同無線センター(株)、箱根観光船(株)、大山観光電鉄(株)、富士汽船(株)、小田急箱根ホールディングス(株)、東海輸送(株)、小田急オートサービス(株)、(株)小田急百貨店、小田急商事(株)、(株)北欧トーキョー、江ノ電エリアサービス(株)、(株)神奈中商事、神奈川三菱ふそう自動車販売(株)、神奈中相模ヤナセ(株)、(株)小田急友の</p>

一、江ノ電エリアサービス(株)、(株)神奈中商事、神奈川三菱ふそう自動車販売(株)、神奈中相模ヤナセ(株)、(株)小田急友の会、(株)白鳩、小田急食品(株)、小田急不動産(株)、(株)小田急ハウジング、Odakyu Australia Pty Ltd.、(株)小田急 SC ディベロップメント、箱根施設開発(株)、Odakyu Lanka Pvt Ltd.、M.S.B.R Land Holding Pvt Ltd.、Odakyu USA Inc.、(株)小田急リゾート、(株)ホテル小田急、(株)ホテル小田急サザンタワー、箱根プレゼント(株)、(株)グランドホテル神奈中、U D S (株)、沖縄 U D S (株)、訥都思建筑咨询(北京)有限公司、訥都思酒店管理(北京)有限公司、韓国 U D S (株)、(株)小田急レストランシステム、ジローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ドリームサークル、(株)ジロープランニングサービス、GIRAUD RESTAURANTS ASIA(CAMBODIA)CO.,LTD.、(株)小田急トラベル、(株)エリスタ、(株)小田急スポーツサービス、(株)富士小山ゴルフクラブ、(株)神奈中スポーツデザイン、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輛工業(株)、(株)東海車輛サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビルシステム(株)、(株)オリエントサービス、東海総合警備保障(株)、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)フラッグスビジョン、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、(株)小田急フィナンシャルセンター、(株)神奈中アカウンティングサービス、(株)ヒューマンックホールディングス、(株)ヒューマンック、(株)小田急プラネット、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ

計 93 社 2021 年 11 月 30 日現在

会、(株)白鳩、小田急食品(株)、小田急不動産(株)、(株)小田急ハウジング、Odakyu Australia Pty Ltd.、(株)小田急 SC ディベロップメント、箱根施設開発(株)、Odakyu Lanka Pvt Ltd.、M.S.B.R Land Holding Pvt Ltd.、Odakyu USA Inc.、(株)小田急リゾート、(株)ホテル小田急、(株)ホテル小田急サザンタワー、箱根プレゼント(株)、(株)グランドホテル神奈中、U D S (株)、沖縄 U D S (株)、訥都思建筑咨询(北京)有限公司、訥都思酒店管理(北京)有限公司、(株)小田急レストランシステム、ジローレストランシステム(株)、(株)神奈中システムプラン、(株)ドリームサークル、(株)ジロープランニングサービス、GIRAUD RESTAURANTS ASIA(CAMBODIA)CO.,LTD.、(株)小田急トラベル、(株)エリスタ、(株)小田急スポーツサービス、(株)富士小山ゴルフクラブ、(株)神奈中スポーツデザイン、(株)小田急エンジニアリング、神中興業(株)、横浜車輛工業(株)、(株)東海車輛サービス、(株)小田急ビルサービス、箱根登山トータルサービス(株)、横浜ビルシステム(株)、(株)オリエントサービス、(株)コンフィット、(株)ウェルハーツ小田急、(株)小田急エージェンシー、(株)フラッグスビジョン、(株)アドベル、(株)神奈中情報システム、(株)小田急フィナンシャルセンター、(株)神奈中アカウンティングサービス、(株)ヒューマンックホールディングス、(株)ヒューマンック、(株)小田急プラネット、(株)小田急保険サービス、(株)小田急グループマテリアルズ

計 86 社 2022 年 12 月 1 日現在